

平成25年度第1回国地方係争処理委員会

平成25年8月23日

【小早川委員長】 それでは、定刻になりましたので、平成25年度第1回の国地方係争処理委員会を開始いたします。相変わらずお暑い中を、皆さんご苦労さまでございます。

本日の委員会は、最近の地方自治に関する動きとして、1つは6月25日に取りまとめられた第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」、もう一つは社会保障・税番号制度という、この2つの点につきまして報告をしてもらうことにいたします。

なお、本日の委員会は以上の報告案件のみでありますので公開としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小早川委員長】 ありがとうございます。

それでは、まず「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」につきまして、時澤行政課長から説明をお願いいたします。

【時澤行政課長】 行政課長の時澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成23年8月に設置されました第30次地方制度調査会、ここで諮問事項のうち、大都市制度のあり方及び基礎自治体の行政サービス提供体制について審議を行っていただきました。先般、答申を取りまとめていただきましたので、ご説明させていただきます。

今後、人口が減少すると推計されておりますけれども、そうした人口減少下にありましても、経済を持続可能なものとして、安心して生活できる国づくりが必要である。このためには暮らしを支え、経済を牽引していくにふさわしい核となる都市・圏域を戦略的に形成していくことが必要である。その上で基礎自治体の人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に立って、制度の見直し等を答申したものであります。

具体的な中身について、ご説明申し上げます。横長の資料の1をごらんいただきたいと思いますけれども、まず現行の大都市等に係る制度の見直しについてであります。まず、そのうちの指定都市制度でございます。指定都市と都道府県の行政運営の中でいわゆる二

重行政の問題が顕在化しておりまして、大都市における効率的・効果的な行政体制の整備のため、この二重行政の解消を図ることが必要という認識のもとに、その二重行政の解消を図るためには、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同じような種類の事務処理体制を極力一元化することが必要であると答申では述べております。

具体的には指定都市、それから道府県の多くが移譲に賛成している事務があります。また、条例による事務処理特例の活用によって、既に指定都市への移譲実績のあるものもあります。こうしたものについては移譲することを基本として検討を進めるべきであるとしております。

また、移譲に関して道府県が懸念を示した事務があります。それについては、それぞれの懸念について工夫を講じることによって移譲することができないか、さらに検討すべきだと言っております。例として、指定都市の区域を超える区域を前提に都道府県が処理するという事で懸念が示された事務につきましては、例えば計画区域が指定都市の区域を超えないもの等、事務の対象区域が指定都市の区域にとどまるものについては移譲することを検討すべきであるというような工夫を講ずべきであるということとしております。

それから二重行政の解消のためには移譲のほかに、指定都市と都道府県が公式に政策を調整する場を設定することが必要であり、同じような種類の任意事務等を調整する協議会の設置、そして協議が調わない事項が生じた場合の何らかの裁定等の仕組みが必要であるとしております。

さらに、権限移譲に伴う税財源の配分につきまして、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生ずるような場合には、税源の配分も含めて財政のあり方を検討し、指定都市側、関係都道府県側において合意形成を図るべきとしております。

さらに、「都市内分権」について触れております。指定都市の中、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて、住民により近い単位で提供する、いわゆる「都市内分権」であります。これによりまして住民自治を強化するために、例えば区の役割を拡充するというようなことを検討すべきである。そのため、例えば区長への権限付与（人事・予算等）、区長を市長が議会同意を得て選任する特別職とすることを選択可能にすること、あるいは市議会内に1つまたは複数の区ごとの常任委員会を設置する、そういったことについて検討すべきであるとしております。

次に、中核市、特例市制度であります。中核市、特例市につきましては、これまで地域

の中心的な都市として地域を支える役割を果たしてきたものと評価ができるとしております。その上で、特例市に対してさらなる事務移譲を進めることが必要であり、具体的には人口20万人以上であれば保健所を設置することによって中核市となるという形で、中核市、特例市の両制度を統合することによって一層の事務の移譲を可能とすべきであると述べております。

その際、都道府県からの一定の事務の移譲は法令で行いますが、その他については条例による事務処理特例制度を活用することとすべきであると言っております。

また、事務移譲に伴う人的支援、財政支援につきましては、一部の都道府県において実施されているように、適切な事務処理体制を構築するために、都道府県からの市町村への職員派遣をすること、あるいは初期費用を適切に見込んだ財政措置を行うなど、都道府県において地域の実情を踏まえた運用の工夫を行うこと、さらには市町村による事務移譲の要請権限というのもありますので、これの活用が必要であると述べております。

次に、都区制度についてであります。都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所のような事務が考えられますけれども、これについては専門職の適切な確保等の観点から、小規模な区の間での連携といったような工夫を講じつつ移譲を検討すべきであるとしております。さらに特別区の規模が多様であることから、その他につきましては条例による事務処理特例制度を活用する方向で検討すべきであるということ、さらに特別区の区域の見直しについても検討することが必要であるというようなことを述べております。

次に、めくっていただきまして、新たな大都市制度についての関係であります。まず、特別区制度の他地域への適用というところでございますが、平成24年8月に議員立法によりまして、大都市地域における特別区の設置に関する法律というものが制定されております。これによりまして、大阪市など東京都以外の人口200万人以上の区域に特別区を設置する場合の手続が定められております。これに基づいて特別区を設置する際の留意すべき点をここで挙げているところでございます。

例えば、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないように特に留意すべきであること。

事務分担については、指定都市で一体的に処理してきた事務のうち、行政の一体性・統一性の確保の観点から基礎自治体の事務でありながら、都が処理することとされているものについては道府県の事務とすることを基本とすること。仮に道府県の特別区が中核市並

みの事務を処理することとした場合には、現在、都の特別区が処理していない事務も処理することとなりますので、果たして円滑に事務処理することができるかどうかについて特に留意すべきであること。

税源配分・財政調整につきましては、道府県と特別区が分担する事務の規模に応じて税財源を適切に配分することが必要であること。交付税の算定については、現行の都区合算制度と同様の仕組みになることが基本であること。あるいは特別区が処理すべき事務や特別区の規模によっては、現在の都区財政調整制度における調整3税以外の何らかの財源を調整財源として活用することが必要となる場合があることに留意すべきであること等々について留意事項を掲げているものであります。

次に特別市、仮称とついておりますけれども、これについて触れております。この特別市は全ての都道府県・市町村の事務を処理することから、いわゆる二重行政の完全解消ということで、効率的・効果的な行政体制の整備には大きな意義があるとしつつも、一層制の大都市制度でありますことから、住民代表機能のある区が必要ではないか。あるいは今の都道府県警察、これが分割されることということもありまして、さらに検討が必要としております。

まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市に近づけることを目指すこととして、さまざまな課題につきましては引き続き検討を進めていく必要があるとしているものでございます。

そして右側にあります基礎自治体の行政サービス提供体制について触れております。この基礎自治体の行政サービス提供体制につきましては、自主合併、市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中で各市町村が最も適したものをみずから選択できるようにする必要があると述べております。中でも市町村間の広域連携は有効な選択肢でありまして、積極的な活用を促すための方策を講ずるべきであるとしております。

それを受けまして、新たな広域連携等について触れております。現在の地方自治法では事務の共同処理の制度につきまして、一部事務組合、広域連合、協議会、機関等の共同設置、そして事務委託といった方式が定められておりまして、これによって相当の成果が上がっておりますけれども、例えば一部事務組合や協議会については迅速な意思決定が困難ではないか、機関等の共同設置については中心的な役割を果たす市町村の負担が大きいのではないかといった指摘があることも事実であるということから、広域連携を一層進めていくため、現行の事務の共同処理の制度に加えまして、柔軟な連携を可能とすべく仕組み

を制度化すべきであるということを答申で述べているものであります。この柔軟な連携を可能とすべき仕組みを活用しながら、以下にありますような圏域ごとの広域連携での活用を図っていくべきであるとしております。

具体的には、例えば地方圏における市町村間の広域連携のあり方といたしまして、三大都市圏以外の地方圏におきましては、指定都市、中核市、特例市のうち、地域の中核的な役割を果たすべき都市、これを地方中枢拠点都市と呼びますけれども、その地方中枢拠点都市を核に、産業振興、雇用確保、広域観光、高度救急医療等の分野において、都市機能の集約とネットワーク化を図っていくことが重要であると述べております。

この地方中枢拠点都市以外の地域で、例えば定住自立圏というものもありますけれども、その定住自立圏施策の対象となり得る地域におきましては、その取り組みを一層促進することが必要であると述べております。

次に三大都市圏の市町村であります。三大都市圏には面積が小さな市町村が数多く存在しておりまして、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりに障害が生じているという認識のもと、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割の取り組みを促進するための方策を講じるべきであると述べているものであります。

最後に、都道府県による補完といたしまして、小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合で、地方中枢拠点都市は定住自立圏の中心地から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいとき、こういった場合には都道府県による補完も選択肢として考えられるのではないかと述べているものであります。

おめくりいただきまして、一番最後の図を見ていただいたほうがいいかと思っておりますけれども、最後の図が、最後に申し上げました地域の広域連携のイメージ図であります。左側が地方圏でありまして、ある県におきまして、例えば政令市、中核市、特例市があるというようなところは地方中枢拠点都市を核とした圏域が設定できるであろうと。そういったところで集約とネットワーク化を図っていく。そして定住自立圏があるところは、さらにその活用を図っていく。そういった中枢拠点都市や中心市から相当の距離のある市町村においては都道府県による補完を行っていく。そういったことを組み合わせることによって広域連携をさらに進めていくというようなイメージ図で左側は示しているものであります。

右側は三大都市圏であります。三大都市圏は核となるような市町村があるのではなくて、それぞれ小さな面積の中に市町村がありますので、水平的・相互補完的、双務的な役割分

担を図っていくということを示した図でありますので、これをイメージとしておつかみいただければと思います。

以上が答申の内容でございます。よろしくお願いいたします。

【小早川委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、それでは皆さんからご意見やご質問がありましたら。

【渡井委員】 よろしいですか。

【小早川委員長】 はい、どうぞ。

【渡井委員】 私はちょっと素人なので、ほんとうに基本的なことをお教えいただきたいと思ったんですが、やはり連携をするという中では、今ご説明にあったように、いかに集約化してネットワーク化するかということが、これの実現のためにはキーになると思うんですけども、現実はそのネットワーク化というのはどの程度進んでいて、実際に実現の可能性というあたりでは期間的にもいかがでしょうか。

【時澤行政課長】 現在、定住自立圏というのがあります。これ人口5万程度のところを核として、例えば中心にある病院を周辺の市町村が使う、あるいはいろいろな、福祉とかいろいろな、医療とか、いろいろなサービス分野であると思いますけれども、その制度自体は既にできておりますので、そこで、ある程度の実績があります。ただその制度は大きな都市圏では使われておりませんので、今のようなネットワーク、あるところを中心としたネットワーク的なものを、さらに政令市でありますとか中核市でありますとか大きなところで使っていただくということを念頭にここで述べておりますので、ある程度の実績はあると。そういう意味で、今の定住自立圏のところについては、それをさらに充実させていくという書き方をしているものでございます。

【渡井委員】 わかりました。ありがとうございます。

【小早川委員長】 今回の、例えば地方中枢拠点都市というのが新しいわけですね。これは、定住自立圏を進めているところから、さらに引っ張り出して、持ち上げて、一段上の施策を展開しようという、そのような関係だと考えてよろしいでしょうか。

【山崎審議官】 よろしいですか。

【小早川委員長】 はい。

【山崎審議官】 5万程度以上のところで定住自立圏施策を進めているんですが、主にターゲットになっているのが公共交通機関の確保とか、さっき行政課長が申しました病院の機能を役割分担するとか、それからあと買い物の機能を確保するとか、それとかあと産

業政策とかやっているんですね。現実に取り組みが進んでいるのは5万から十数万ぐらいのところの危機感を持った地方都市で結構進んでいるんです。ところが圏域全体を支える力が強いと思われる地方の昼夜間人口比率1以上の指定都市や中核市というのは、例えば札幌だとか仙台だとか、広島、福岡もそうですが、新潟とか金沢とかですね、そういうかなり周りの市町村の行政需要、それからいろいろな住民生活を支えられるような都市が、実はあまり手を挙げていませんで、そのところをもう少しこ入れをすることによって、一段高い、ある意味では圏域の支えをやっていこうという感じなんですね。

現実問題、これまで財政措置が定住自立圏について十分だったかという、例えば、わかりやすく言えば年間、特別交付税で4,000万円程度措置をしているので、周りネットワークをつくってくださいという話をしているわけですが、それぐらいのことで、じゃあ指定都市とか中核市が周り役割分担を始めるきっかけになっているかという、そう十分とは言えない部分があるので、そのところをこれから人口収縮していく中で、どういうふうに基礎自治体の行政サービス機能を確保するかということになると、期待をしているそういう少し大き目の都市にも動いてもらいたいという政策をこれからやろうということになっていますので、ハイパー定住自立圏ということになるんじゃないかと思うんですね。

【小早川委員長】 なるほど。

ほかに、いかがでしょう。

【高橋委員長代理】 別の話ですが、指定都市制度の都市内分権による住民自治の強化というところです。この都市内分権という考え方は私の知る限りでは、ここ20年ぐらい法社会学会などで随分議論されるようになってきたのですけれども、そういう流れの中で出てきた考え方と考えるとよろしいのかどうか。つまり、大きな都市の中を区に区分して、そこでの住民自治を強化していくという考え方ですよね。住民の意見を上のほうに反映させていくという考え方ですけれども、そういう考え方なのかどうかということ。もう一つ、ここに人口が特に非常に多い指定都市と括弧の中に書いてあるのですが、大体イメージとしてどのぐらいの指定都市をイメージされているのかということと、2点ですね。

【山崎審議官】 私、取りまとめをしましたので説明をさせていただきますと、まず文脈は、都市内分権というのは今、高橋先生がおっしゃったようなことだと思います。ただ、直接的に今回この議論が進みましたのは、例えば大阪都構想等で、大規模な指定都市について非常に管理スパンが大きくなっていて、十分な基礎自治体としてのガバナンスができ

ていないのではないかという議論が持ち込まれました。その1つの答えとして、東京都と同じような特別区を設置するというお考えもありますでしょうし、地方制度調査会で議論しましたのは、そうではなくて指定都市というものを進化することによって、その課題に対応できるということもあるのではないかと。結果的に行政区の役割を充実させて、市役所の事務と区の手務を条例で区分するとか、それから予算とか人事について独自の権限を持つとか、あるいは小中学校の管理機能を持つとか、そういうことをやっていけば、わりと巨大な指定都市においても住民に身近なところでサービスが行われるというふうになるのではないかと。

それから、先ほど行政課長のほうからありましたように、常任委員会を例えば港北区常任委員会とか、そういう横割りの常任委員会を持ちこむことによって、疑似議会機能といえますか、そういうものも持ち込めるかもしれない。そうすると決定権が住民に身近になることによって、議論が生じて、参画も始まるというふうなことを考えながら、法人格は指定都市で1つなんだけれども、ある意味ではバーチャルに都市内分権が特別区のように行われていくというイメージができないかと考えた次第なんです。

そういった意味で、指定都市も20になりまして相当多様になっておりますので、じゃあ今、急に指定都市になったような、この前なったようなところにほんとうに必要かどうかという議論がありますので、私どもとしてはやはり横浜だとか名古屋だとか、あるいは大阪だとか、そういう、札幌も入るかもしれませんが、旧5大都市に準じるような人口がかなり大きなところについて、そういう管理スパンの問題が起こっているとすると応用可能なんではないかと。だから特に人口が非常に多い指定都市と書きましたのは、指定都市も人口70万ぐらいのところがありますので、そこにじゃあ要るかどうかということ若干自信がないということで、こういうことを議論させていただいたという感じなんです。

【高橋委員長代理】 後者のほうですけれども、とりあえず旧5大都市を対象にしてということですね。

【山崎審議官】 誤解があるかもしれませんが、要は私どもとして書くときに、全ての指定都市にこれが必要だと書く自信もなかったものですから、そういった意味では、そうですね、今、大体150万以上の都市でありますと、仮に今、150万という言葉を使ったんですが、横浜と大阪と名古屋と、それから札幌と神戸ぐらいが150万以上になっていますが、そういうところぐらいに達していると、ひょっとして都市内分権を真正面から取り上げないとうまくいかないような状況になっている可能性があるかと。それをまず

大阪で、そういう問題提起があったのではないかと考えた次第なんです。

【高橋委員長代理】 たとえば、ドイツですともっと人口規模が小さくてもやっているようです。

【山崎審議官】 もっとやってもいいと思うんですけども、ちょっと自信がなくて。

【高橋委員長代理】 ニーズがあるかどうかという点でね。

【山崎審議官】 いえいえ。例えば私、北九州市にいましたけれども、97万の北九州でやるべきかどうかという議論になってくると、それはご判断もいろいろとあるんだろうと思うんですね。ですから全ての指定都市に強いるというつもりはないというところをちょっと表現させていただいたところなんです。

【小早川委員長】 というのは、ここで考えているのが、都市内分権のかなり大胆な制度を考えるということで、そういうのを使わなくてもやれるところでそれでもやっていただくのは結構だけれども、この新しい巨大武器の使い道としては差し当たりいま言われたその辺かなという感じですか。

【山崎審議官】 というより、実は義務づけをするのか、それとも選択肢を増やすのかという議論があり得ますので、私どもとして、ここは少し曖昧になっているんですが、全ての指定都市に義務づけをするということはないだろうと思いますし、それで選択肢として有力なアイテムを提示したいと。ただ、少しありますのが、どこにも使われないというのも困るんですね。そこら辺が少しあるかもしれませんけれども。

【小早川委員長】 ついでですが、教育委員会の区ごとの設置というのは現行法上可能なんですか。

【山崎審議官】 現行法上はできません。ですから、これはやるとしますと地教行法の改正が必要になります。

【小早川委員長】 行政学のほうからは……。

【牧原委員】 やっぱり大区制か小区制かという問題は1つにはあると思うんですけども、あとは区に対するアイデンティティーがどれぐらい区民にあるかというのはありまして、私が前いた仙台なんかですとちょうど20年。ですけれども、まだ区に対して住民がどの程度アイデンティティーを持っているかという、やや疑問だと思います。今回の震災でも非常に印象的だったのは、旧仙台市外からガスを復旧するという話を、いまだにそういうやっぱり議論があるのかと思いましたけれども、合併した旧周辺の町村の部分からという意味なんです、やはりまだ多分意識はそういう部分があるのかなという感じは

します。ただ、現実には、ある種、区長に一定の権限を事実上ないし法的上付与すべきだという議論はあるし、ある部分で、特にまちづくりか何かでそういうふうにとやろうとしている傾向はやっぱりありますので、それはあると。ただ、ここで言うように、特に人事、予算とか特別職はいいんですけれども、これは、わりとそこは行政的な問題ですが、常任委員会の設置というのは、さっき言ったような区のアイデンティティーというのはかなり重要なのではないかなという印象を持っております。

ちょっと私からの質問なんですけれども、よろしいですか。もしこの話でなくてよろしければ。この二重行政の解消のところの「指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置」と、この後、「協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要」という、この裁定の仕組みというのは、どういうものを想定されているのでしょうか。

【山崎審議官】　　ここは、結局、二重行政がどこで起こっているかという議論の中で、むしろ法定事務よりも単独事業とか、それから任意の事務で起こっていることが多いと。例えば公の施設をどう設置するのかとか、それから補助金をどういうふうにつくるのかとか、融資制度をどうつくるのかということが多いただろうと。それについて、どうも任意の調整機関はあるんですけれども、公式の調整機関、表に出て議論するような場というのが設置されていないという議論があるわけです。そういう場を設置してくださいと、設置するように義務づけたらどうかここは思っているわけですね。その上で、じゃあ調わないときに協議がどうなのかと。

大阪でよく「府市合わせ」という言葉が使われたんですが、府と市が一緒に仕事をする、調整が調わず「府市合わせ」になるということを言われたんですね。そうすると、調整がやっぱり進む仕組みが必要なんだろうと。現行法においては自治紛争処理委員というのを使うやり方があるんですが、これも両方が受け入れるというふうにしないと結果が出ない。それであれば、これは、例えば自治紛争処理なのか、あるいは大都市における特殊な協議システムかわかりませんが、例えば第三者機関に、私どもが例えば第三者機関を任命したりしながら、そこが勧告をすとか、裁定という言い過ぎかもしれませんが、ある一定の考え方を示して、調整の、何といいますか出口をつくっていくことによって、むしろそれが使われずに協議会でまとまっていくのではないかという考え方を持っています。

「裁定等の何らかの仕組み」と書いておられますのは、裁定と言い切る自信もちょっとない部分もありまして、勧告でも尊重義務を与えればいいのではないかとかという議論があ

りますので、今、制度化に向けて検討をしております。

【小早川委員長】 ほかに、いかがでしょう。

特別区制度の他地域への適用、これは、できた立法についての話ですね。その次の特別市（仮称）というのは、これは、昔の特別市は別として、このところ、特別市とは言わないで、特別自治市でしたっけ、何とかいう言葉で指定都市の側から言っていた、あれですよ。

【山崎審議官】 きっかけは指定都市側の特別自治市なのですが、特別自治市という概念があるわけではないので、ここは都道府県の区域外、区になる市という意味で、特別市（仮称）と使わせていただいて、そこは提案は受けとめているんですが、それに対していろいろ議論しているわけじゃなくて、都道府県外に市を置くということにおいて、どういう問題があるかというふうに議論を進めたんで、特別市（仮称）にしてございます。

【小早川委員長】 そうか。「(仮称)」とついているから、何か妙に具体的なイメージになるんですが。府県の区域から抜くという、そのコンセプトそのものを、一般的な概念としてここで問題にしていると。

【山崎審議官】 そうです。

【小早川委員長】 もしそれをやるとすればということなんですね。そうですか。「(仮称)」というのが、ちょっと違和感がある。

【山崎審議官】 ここ、特別自治市と書けば、政令指定都市側の提案について受けとめたことになりますし。

【小早川委員長】 なるほど。

【山崎審議官】 特別市と書くと、昭和22年の特別市になると。で、特別市（仮称）という文言を使ったわけです。

【小早川委員長】 なるほど。苦しいところですね。

【山崎審議官】 はい。

【牧原委員】 じゃあ、よろしいですか。広域連携のさっきの話にちょっと戻るんですけども、三大都市圏のほうの広域連携ですが、これ、具体的にどういうイメージなのかというのをお聞きしたいのと、もう一つはこの表現ですね。「水平・相互補完的、双務的な」という、これは多分、水平・相互補完的と双務的とは違うということだと思んですけども、その意味と、その2点をお聞きしたいんですけども。

【山崎審議官】 具体的に申しますと、例えば首都圏において、非常に面積が狭くて、市

町村合併は選択しなかったという都市が結構あるわけです。これが全国的に人口が減少していく中で、首都圏も、そのうちに高齢化を迎えて、潤沢な資源が継続するかどうかかわからないという状況になってきていると。そのときに、水平的というのは都市同士で連携するという意味で、相互補完的というのは、全てのサービスとか全ての施設とかをフルセットでそれぞれの市が持つという概念を少し引っ込めて、相互補完的にお仕事をするということがあってもいいのではないか。双務的というのは、昔のコメコンではありませんが、相互援助条約的に、例えば端的に言えば、うちの市は図書館を設置しますと。これについては隣の市に負担を求めましたと。隣の市民は、うちの市の図書館は自分の市と同じように利用できます。そのかわり隣の市の音楽ホールは同じように、そういうふうな相互援助的、双務的な協約のようなもので役割分担をしていきましょう。ある生活圏、日常生活圏が一緒のようなところで、それぞれの狭い都市がいろいろなものをフルセットで持たなくても、議会の議決を経た協約で役割分担をしていくことによって効率的な持続可能なサービスができないかというイメージなんです。

【牧原委員】 双務的は要するに水平的ではある。

【山崎審議官】 ですね。

【牧原委員】 わけですね、ここは。

【山崎審議官】 水平というのは、要は都道府県との関係でないという意味で。

【牧原委員】 そういう意味ですね。

【山崎審議官】 基礎自治体間というふうな。都道府県と市町村で双務というものもあると思いますので、ほんとうはですね。

【牧原委員】 じゃあ双務的の中には、水平的を入れなかったのは、今おっしゃったようなところ、都道府県と自治体との関係も入るからという。

【山崎審議官】 要は我々のほうで水平、垂直といったときに、どうも独特の用語でしょうけれども、垂直補完というと基礎自治体のことを都道府県、広域自治体が補完するときに使って、水平補完というと基礎自治体同士というのに使うものですから、だから水平的と言っただけでは双務的の議論が含まれていない可能性があるとか、いろいろなことを考えて、ちょっとパラフレーズして、何か重複を恐れずにパラフレーズしたとお考えいただいたらと思うんですが。

【小早川委員長】 このセンテンスで言っているのは全て都市間だから。

【山崎審議官】 そうですね。

【小早川委員長】 基礎自治体間の、と。

【山崎審議官】 そうですね。一方で左のほうに都道府県による補完というのが地方圏で書いていますが、これはいわゆる垂直補完なんです。垂直という言葉があんまりお好みでないという話があったので、都道府県による補完と書いているんですね。これは、それぞれの都市圏から離れているような地域について、持続可能な行政サービスをするとなると、協約のようなもので、それこそ双務的なかわかりませんが、相互補完、これは一方的補完かもしれませんが、そういうものを都道府県でやっていくという概念も入れてほうがいいんじゃないかということになっています。

【小早川委員長】 素人的に考えると、基礎自治体間の連携とか助け合いでうまくいかない分野、分野というか地域、そこをどうするかというときに、都道府県に頼るといふのと、嫌だけれどもちょっと遠い大都市に頼るといふので、いろいろ複雑だろうと思うんですよね、地域では。だけどその合理的な選択を可能にする手だてが要る。それはそうなのでしょうが、その場合、何といてもやっぱり行政コストだろうと思うんですよね。その辺のシミュレーションはやらずに、可能性だけをいろいろ並べようと。

【山崎審議官】 ここは、実は書き方は慎重にしてありまして、都市間の連携とか基礎自治体の水平連携でやれるところはなるべくそっちが優先するという書き方をしてありまして、そういう役割分担とか連携が現実的ではないというぐらい遠く離れているところについて、こういう都道府県による協約という自由意思による補完も真正面から認めていくべきでしょうねという書き方がしてあって、そこはだから、まず一応水平的にやったらどうですかという思想で書いてはあるんです。

【小早川委員長】 ただ、距離という客観的な指標が物を言えば、それはしょうがない。

【山崎審議官】 しょうがない。

【小早川委員長】 そうでなければ、というわけですね。

【山崎審議官】 例えば距離をいとわずに補完してくれる大都市があれば、それはやってもいいわけですね。例えば横浜市の水源地を遠く離れた町が持っているので、補完してあげようということで協約が成り立てば、それはそれで結構なわけです。だけど、そういうふうなことが水平的にできないときに、誰かに頼むとすると都道府県に頼むという道がありますよねというふうなことを今回は書いているわけです。

【牧原委員】 今の促進する手だてというのは、どうなんでしょう。これは何か……。

【山崎審議官】 これは今、市町村課で研究会を開いて検討中なんです。財政面を含

めて政策パッケージをつくりたいと。そうしないとなかなか善意だけで、お互いの財源の融通だけでできるかどうかという問題がありますので、そこは全体として、収縮していく人口と財政に対してどういうふうに政策を導入して、合理的に基礎自治体の行政サービスを持続可能にするかという命題だと思っているんですね。

市町村合併は一生懸命やってきましたし、これからもやったほうがいい面もあると思うんですが、かなりの一生懸命さでやりましたので、その後に来る人口収縮に対処する方法を何か提案する必要があるという考え方なんです。そういう意味で、ある意味で総合行政主体としてのフルセット主義ということをしり引込めても、そういうふうな役割分担をやっていくべきではないかということをしり出しているということなんです。

【小早川委員長】 まだ、あるかと思えますけれども、また、ご質問の機会もあるかと思えますので、では一応、このあたりで次の議題に移らせていただきます。

社会保障・税番号制度についてということで、これは篠原住民制度課長からご説明をいただきます。

【篠原住民制度課長】 それではご説明させていただきます。資料3に基づいてご説明をいたします。

1枚目に社会保障・税番号制度関連法ということで出ておりますが、この通常国会、さきの通常国会に提出がされまして、5月24日に参議院で成立、5月31日に公布という形で法律として成立がしているところでございます。

これ、なぜ総務省が関係するかということでございますけれども、1のところ、ここに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と、これ内閣官房の提出の法律なわけでございますが、実はここから出てきます大もととなります個人番号、個人一人一人に番号をつけるということでございますけれども、これが住民票コード、住民基本台帳ネットワークによってその中で流通しております住民票コード、これを使って個人番号が生成されるということでございますので、そういう意味で住民基本台帳制度を持っているこの総務省が所掌している事務であるということでございます。

もう一つ、次に出てきます個人番号カードでございますが、こちらのほうも、現在、市町村のほうで発行しております住民基本台帳カード、こちらのほうの後継ということで、個人番号カードという形で交付いたしますので、こちらのほうも市町村長の発行ということで総務省が所掌するというところでございます。

そしてもう一つでございますが、こういった個人番号を付番し、あるいはそれを本人確

認は個人番号カードですといったこういう、特定個人情報とっておりますけれども、そういったものを行政機関間、あるいは地方公共団体間でやりとりをするという情報提供ネットワークシステムというのを今回つくることになっておりますが、こちらのほうが総務大臣の設置及び管理になるということで、この3点におきまして、3点といたしましても一番重要な3要素でございますが、それにおきまして総務省が所掌しているということでございます。

これに伴いまして、関連整備法というのが右側に書いてございますけれども、内閣官房でまとめたものでございますが、この中で住民基本台帳法の一部改正、それから公的個人認証法の一部改正をいたしております。

これは、住民基本台帳法の一部改正といたしますのは、今回、個人番号を使う、利用事務実施者というのが出てまいりますけれども、これは国の行政機関であったり地方公共団体なわけでございますが、そういったところが住民基本台帳法上の本人確認情報、これを利用できるということで、番号法と平行でこういった事務を追加していると、こういった改正をしているわけでございます。

もう一つは②のところ、公的個人認証法の一部改正でございますが、今回、個人番号カードの中に、今でも住基カードの中に公的個人認証サービスといったものが格納してございます。今までは署名用途ということで実印相当の電子証明書が入っていたわけでございますけれども、これにもっと軽い形の認証用途という形の利用者証明の電子証明書を入れるということにしておりますので、それに伴う改正をやっているということでございます。

それから右下でございますが、総務省のほうの法律でございますけれども、地方公共団体情報システム機構法ということで新規立法いたしております。これは何かと申しますと、現在、地方自治情報センター、財団法人でございますが、こちらが指定情報処理機関ということで住民票台帳ネットワークの運営に携わっているわけでございます。今回、この番号法の成立に伴いまして、この一般財団法人であります地方自治情報センターが廃止をいたしまして、新たに地方共同法人としての地方公共団体地方システム機構ができるということで、その設立のための法律が1本新規制定されているということでございます。

また、これ内閣官房の動きでございますが、下に書いてあります政府CIO法、全体の国の各省庁間の情報システムの横断的な調整を行う政府CIOというのが設置をされたということでございます。

2枚目でございますけれども、関連しました4法につきまして概要を述べているものでございます。平成25年27号から28号、29号、22号ということであるわけでございます。

次のページでございますが、ここに番号制度の概要が書いてございます。番号制度といえますのは、複数の機関に存在しております特定の個人の情報、これが同一人の情報であるということの確認ができる、そういう基盤が今まで我が国になかったということでございます。そのための基盤をつくる。それによって社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、そして国民にとって利便性の高い社会、こういったものを実現する。このためのインフラをつくるというのが今回の番号制度の目的でございます。

そのためのツールというか、というのが下に書いてあるわけでございますけれども、個人番号ということで、先ほど申し上げましたように市町村長が住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知をするという仕組みでございます。また個人番号カードにつきましては、今回、住基カードを廃止いたしまして、個人番号カードをつくるということでございますけれども、市町村長が申請によりまして顔写真付きの個人番号カードを交付するというところでございます。また、個人番号カードは本人確認や番号確認のために利用するというところでございます。

個人番号だけではなくて、今回、法人についても番号をつけるということで、法人番号を創設する規定がございます。これは国税庁長官の所管ということになっております。

それから右側でございますけれども、こういった個人番号、番号を付するとなりますと、常に出てまいりますのがプライバシーの懸念への問題でございます。そのための個人情報保護の特別法的な規定を今回、番号法のほうに設けているということでございます。特定個人情報というのが番号付きの個人情報のことでございますけれども、収集・保管の禁止でしたり、この情報連携記録を確認したりということで、通常の個人情報よりもさらに手厚い厳しい保護措置がかけられているということでございます。また、情報連携ということで、こういった特定個人情報を複数の機関間においてひもづけをいたしましてデータマッチングをする、こういった仕組みをこの法律上設けてございます。

下に個人番号の利用分野を書いてございます。今回社会保障と税、それから災害対策ということで、同じ番号を広く使うということにしております。年金、労働、そして自治体においては福祉、それから医療もあります。あと生活保護、低所得者対策、こういったもので広く自治体においても使われるということでございます。また、税分野におきまし

て、国税における確定申告書、それから地方税においても届け出書、調書等、こういったものにも記載がされるということでございます。また、災害対策におきまして、被災者生活再建支援金の支給ですとか、あるいは被災者台帳作成、こういったものにも番号を使うということでございます。

また、一番下に書いておりますけれども、こういった法定の事務だけではなくて、実は地方公共団体単独でいろいろな社会保障・税にかかわる事務をやってございますので、条例に定めれば、そういった地方公共団体単独の事務におきましても個人番号が利用できるという規定も設けてございます。

次のページに、若干複雑でございますが、この税番号制度の仕組み、イメージを書いてございます。この一番下に市町村の住民基本台帳が大もととしてございます。ここの左側には地方公共団体情報システム機構がございまして、ここにおきまして、この住民票台帳からの情報をもとにしまして、一番下にあります個人番号を生成いたしまして、一番右上にある個人にこの番号を通知するという事務がございまして、

個人の方は、その個人番号を持って、例えば情報保有機関Aですとか情報保有機関Bに対して窓口で申請をするという行為がございまして、

この個人番号を受けまして、各役所の窓口では、この個人番号とひもづける符号A、符号B、こういったものは各役所間で違う符号になるわけでございますけれども、そういったものをデータマッチングする仕組みになっております。このデータマッチングする仕組みが、ちょうど左、ちょっと上でございます情報提供ネットワークシステムというものでございまして、ここで符号というものをつくるわけでございますけれども、これも実は住民票コードから、この個人番号とは別に、見えない暗号というような符号をつくるという仕組みになってございます。

こういったやりとりにつきましては、アクセス記録が必ず情報提供ネットワークシステムに残りますので、これを個人の方が、この個人番号カードで、先ほど申しあげました公的個人認証サービスにログインをいたしまして、インターネット上でマイ・ポータルという仕組みをつくりましますので、そこでアクセス記録の確認ができると。したがって、どこの機関が自分の情報をいつ見たのか、いつのやりとりしたのか、こういったものがわかる仕組みになってございます。

こういった全体の仕組みについて、左側でございます特定個人情報保護委員会という3条委員会でございますけれども、こちらが監視・監督を行うという仕組みでございます。

次のページでございますが、次は個人番号カードと通知カードといったものについての記載でございます。現在ありますのが住民基本台帳カードでございます。この住民基本台帳カードと個人番号カードの一番大きな違いは、住民基本台帳カードにはこの住民票コードの券面記載がございません。番号がどこにも書いていないというものでございますが、今回の個人番号カードは個人番号を確認するためのカードでございますので、必ず個人番号が券面に記載をされているということでございます。ただ、その個人番号を保護するということもありまして、裏面に記載する可能性はあるということでございます。また、住基カードにつきましては顔写真の掲載は選択制でございました。ただ、今回の個人番号カードは、これに基づいて本人確認を行いますので、顔写真は必ず券面に記載をするということでございます。

それから、実はもう一つ通知カードといったものがございまして、これは何かと申すと、私どもとしては初めから個人番号カードを国民の皆様にお持ちいただくのが適当かと思っているんですが、そのためには役所のほうに出頭しなければいけないということになります。皆様に顔写真を持って、それでカードの申請をするという行為をするというのはなかなか難しいと思っておりますので、当初は通知カードといったものを郵送により皆様に通知をし、これにより個人番号をお知らせしたい。このためにカード形式にして券面に記載したカードを郵送するというところでございます。したがって、当然のことながら顔写真なしのカードに個人番号をお知らせするためのものであるということでございます。

下にありますように、作成・交付のところで、大きなところといたしましては、住基カードにつきましては即日配布あるいは窓口2回来庁という形の交付方法ではございますけれども、個人番号カードにつきましては市町村窓口で1回来庁のみという形で整理をさせていただいております。

また、住基カードは自治事務としてカードを作成いたしますので、それぞれの自治体でつくってございましたけれども、今回、個人番号カード、法定受託事務でのカードの作成でもございますが、全市町村が共同でLASDEC、機構に委託することも想定していると、こんなことでございます。手数料につきましては、現在1,000円ほど取っておりますけれども、この手数料もできれば無料化も含めて国民の負担にならないような形で検討したいと思っております。

次のページでございますけれども、こちらのほうが導入に向けたスケジュールでござい

ます。25年度、本年度法案が成立をいたしまして、来年4月には、先ほど申し上げました地方公共団体情報システム機構、これが設立をいたします。そして実際の番号の付番につきましては、2年後の平成27年10月に付番が始まるということでございます。そしてその3カ月後に、平成28年1月から実際の個人番号の利用と個人番号カードの交付が始まるということでございます。さらに1年おくれまして、データマッチングのための組織というかシステムでございます情報提供ネットワークシステムが稼働いたします。29年1月から国等の機関におきまして、情報照会・提供が始まるということでございます。

したがって、これをにらんだシステムの設計なりの準備が今後出てくるということでございます、次に書いてありますのが情報提供ネットワークシステム、これは国がやることでございますが、今年度から設計・開発・テストに入ってくるということでございます。また付番システム、これは地方自治法センター、国のお金によりまして、機構において付番システムができるわけでございますけれども、その調達を現在始めているところでございます。そこにおきまして付番システムと公的個人認証、それからカード、こういったもののシステムの設計・開発をするということでございます。

また、地方公共団体におきましては、来年度から既存のシステム、住基システム、税務システム、こういったもののシステムの改修が入ってくるということで、自治体におきましては今年度から来年度に向けた予算要求をしなければいけないということでございます。

また、システムの的に中間サーバーといったものを設けますので、そのソフトウェアは国のほうで開発をいたしまして、ハードウェアのほうは地方公共団体と、役割分担いたしておりますけれども、その調達につきましても今年度からやるということでございます。

また、自治体におきましては、今回、個人番号で独自利用事務といったものが出てまいりますので、それは条例の規定によることが必要になってまいります。したがって条例の規定の検討、そして個人情報保護条例の改正が要りますので、その改正内容の検討を今から始めていただきたいという呼びかけをしているところでございます。

最後でございますが、先ほどから申し上げております地方公共団体情報システム機構につきまして、組織のご説明をさせていただきたいと思っております。今回、地方共同法人という形で地方3団体、全国知事会、市長会、町村会でございますけれども、その設立による法人ができるということでございます。仕事としては住基法、それから公的個人認証法、番号法に基づく事務を処理するといった事務がございます。総務大臣の関与といたしましては、機構に対して報告・立ち入り検査、是正の要求等を行うことはできますが、基本的

には地方の代表あるいは有識者が参画する意思決定機関のもとで、そのガバナンスのもとでやっていくという組織になっていくところでございます。これ、地方共同法人の典型的な組織の例に倣っておりますけれども、意思決定機関としては代表者会議がございます。これは委員が、地方3団体が選任する代表と、プラス有識者、こういったところで組織をされてございます。この意思決定機関のもとで、右下にございます執行機関、理事長、それから副理事長、理事、職員、こういったものが事務を行う。それに対する諮問機関として経営審議委員会、これは左下にございますけれども、これは外部有識者の委員から成る組織でございますが、こういったものが意見具申・調査審議いたしまして、そこに対する諮問を受けて意見具申して、執行機関としても運用をしていくという仕組みになってございます。

説明のほうは以上でございます。

【小早川委員長】 ありがとうございます。

さて、いかがでしょうか。皆さんからのご意見、ご質問があれば。

初歩的なのというか、よくわかんないんですが、住基ネットでできなかったことができるようになるということですよ。

【篠原住民制度課長】 はい。

【小早川委員長】 本来、これをつくった目的は、特に税と社会保障なんでしょうけれども、どこがそれを可能にしているんですか。何ができるようになったんですか。

【篠原住民制度課長】 住基ネットの場合は、本人確認情報といったものを各法律に基づいて国の機関等に提供するといったことはできるわけでございますけれども、その機関同士で情報のやりとりをするとといったことは、これはデータマッチングがありますので、できない仕組みになってございました。今回は、住民票コードそのものではなくて、そこから成りかわりで作る個人番号によって、それを各機関にお渡しすることによって、それによってデータマッチングをしていただこうと、こういったことになっております。

【小早川委員長】 この図で言うと、符号A、B、Cの間の照合ができるようになったと。

【篠原住民制度課長】 はい。そういうことでございます。

【小早川委員長】 符号Aの人は符号Bの人と同一人なんですねということ、違うんですねということが。

【篠原住民制度課長】 はい。そうなんです。今まで、ここに書いてありますように、

この左下に住基ネットがございますけれども、そこから矢印の点線で、それぞれ出ていますように、住基ネット側から各機関に対して本人確認情報を提供すると。それによって、その情報を正確性を保つというような役割があったんですけれども、この情報機関AとB同士のデータマッチング、このやりとりというのはできなかつたわけですね。それを今回、この住基ネットによって、住民票コードから符号というものを振り出すことによりまして、符号同士の同一性を確認できるシステムをつくることによって、このデータマッチングを住基ネットに係らない、かかわらないという語弊がありますけれども、そういった機関同士でできるような仕組みにしたということでございます。

【小早川委員長】 感無量です。それができないように設計していたわけですね。だけど、考えてみると、あのときから山崎さんは、こういうことを想定して住基ネットの設計をした、こういう法律をつくれればこういうふうに使えよという …。

【山崎審議官】 めっそうもありません。ただ、一言、住民制度課長時代にこれをやりましたんで申し上げますと、住民票コードは秘匿コードでどこにも出ていかないと。4情報と結びついて安全性を確保していくという基礎になっておりまして、それぞれの機関は住民票コードでも個人番号でも情報のやりとりをしないと。それぞれの符号は、これも情報機関AだったらAしか知らない符号なんですね。符号Aというのは情報提供ネットワークシステムのコアシステムと保有機関Aしか知らない符号なんです。BはBとコアシステムしか知らない符号なんですね。それをマッチングする権限は、この情報提供ネットワークシステムだけにあるとしていることによって安全性を確保すると。ここ抜きでは全ての情報が連携できないように仕組んであるということなんで、当時の住民票コードの考え方をやっぱり尊重しながら、いわゆるオープンフレームで個人番号同士で全ての情報をやりとりするんじゃ危険だということを前提に今回のシステムは構想されていると。そういった意味で、住基ネットと本人確認のための個人番号といわゆる国民IDシステムというのが複合されて今回のシステムになっているとお考えいただければと思います。ですから住基ネットだけでは全然違う議論であったし、それからいわゆる一番初めのプリミティブなソーシャルセキュリティーナンバーとも違う仕組みになっていますし、そこはようやく2000年代になってできるようなシステムだと思うんです。ということでめっそうもないという話でございます。

【渡井委員】 すみません、私も素朴な感想と質問ですけれども、この通知カードしか

ない段階でも、きっと免許証とかそういうものを提示すれば問題なく利用できるということだと思いますが、このシステムをきちんと動かすためには、みんなが個人番号カードをちゃんと申請して持ったほうがいいのかなどは思いますけれども、その仕組みですね。みんなが個人番号カードを持ったほうがいいのかなどは思いますけれども、その理解でいいのかどうか、それを進めるというようなことを考えていかれるのかどうかということ。あとマイ・ポータルという仕組みですが、これは要するに、先ほど小早川先生のお話にあった符号AとかBとかCとかがマッチングされたという、そういうことが見てとれるということかと思いますが、何かそれだけの情報が得られることなのか、こちらから何か働きかけとかそういったようなことができるような仕組みまで含めてお考えなのか、このマイ・ポータルというもののイメージをもう少しお教えいただければと思います。お願いいたします。

【篠原住民制度課長】 個人番号カードをどのように、どこまで行き渡らせるかというのはかなり議論が国会でもございました。人によってかなりご意見が違います。私どもとしては、法律にも書いてあるんですけども、市町村長が個人番号カードを取りやすいように努めなければいけないという規定はございます。何をするかと申しますと、通知カードをお送りするときに、あわせまして個人番号カードの申請書の中に入れておくという仕組みでございます。したがって、今まで住基カードで言えば、小さい市町村などは特に一度窓口に行って申請をし、つくってもらって、また取りに行くという2回要ることになりますけれども、個人番号カードの場合は、その申請は郵送でいいと。写真を撮っていただく必要はありますけれども、それで郵送で、もうそのまま機構にお送りいただいて、それでつくって住んでいるところの市町村の窓口にお送りしますと、そこから連絡を受けて交付をしますとありますので1回でいいということと、そういう、初めから申請書が送られてきているということはあると思います。

それからマイ・ポータルのほうでございますけれども、アクセスログの確認というのは、個人情報保護で言えば自己情報コントロール権の一環ということであるわけでございます。ただ、これも国会でもいろいろご議論があって、ありていに言えば、それだけでこんなをつくるのかという話があって、大事な機能ではあるんですけども、ポータルをつくりますので、そこで絵にも描いてありますような、自己情報表示機能というのは、いろいろな個人の方が支払った社会保険料とか税額ですとか、そういったものが見られるような仕組みですね。それからプッシュ型サービスといいますと、役所のほうから、この方に、あ

あなたはこういうサービスに当たるのではありませんかという問いかけができる。今までは全て申請主義でしたけれども、プッシュ型で役所のほうから呼びかけをするようなサービス。そしてワンストップサービスにつきましては、1つの申請行為をするだけで、そういったものが各複数の手続で共有をされるということで、そういったサービスができないかと、この辺検討中でございます。マイ・ポータルという中で、アクセスログの確認だけではなくて、そういった国民にとって役立つようなサービスも提供できるようにはしていきたいと思っております。

【渡井委員】 ありがとうございます。

【小早川委員長】 プッシュ型というのは、「あなたうっかりしていますよ、これやったらどうですか」って、そういう話？

【篠原住民制度課長】 そうですね。なかなかほんとうは実現が難しいんですけども、役所のほうでデータの連携ができて、この方はこういう属性の方で、こういうのが当たるはずだというのがわかってくるということも前提にするんですけども、そうすると、その方に対してそういうお知らせを、メール機能か何かでお伝えをすることですね。申請行為は要と思うんですけども、その前にこの呼びかけをするということができるんじゃないかと。

【山崎審議官】 プッシュ型サービスはいろいろ夢を語る人がいまして、これはバックヤード連携のほうから来たんですけども、国民IDの議論をしているときに。例えば20歳になるという人がいたとすると、年金の申請はお済みですかとか、それから、もっと格別なことを言う人は、例えば税額はこれでいいですか、申告されますかというクリックをしたら申告することにしたかどうかとかという人もいるんですが、ここはまだ、このシステムの中では、まだ夢のような段階になっていますので。

【小早川委員長】 あ、そう。修正申告の懲罰みたいなことも。

【山崎審議官】 だから例えば、すごく夢を語る人からすると、国税にこのバックヤード連携で、それぞれの所得が全部出てきていると。そうすると所得の申告書を国税がつくってあげて、それで入れておくと、クリックすると申請したことになるというんでどうだという人もいました。

【篠原住民制度課長】 諸外国ではもう既に、そういうのが実現しているところがある。

【山崎審議官】 あります。

【篠原住民制度課長】 記入済み申告制度というのが。そこで、ご自身で修正するところ

ろで修正していただいて、あるいは追加だけしていただいてお送りするという仕組みがこれであれば、さらに便利かなとは思いますが。そこまで国税庁は今のところ考えてはいないという。

【小早川委員長】 それは賦課処分だと考えればね。

【山崎審議官】 申告ですか。

【篠原住民制度課長】 単純なところでいきますと、例えば予防接種とか、受けなくちゃいけないものがこの人受けていないとか、そういったものはわかりますので、単純に。そういったものをお知らせするとか、そういったことはできるという話だと思います。

【山崎審議官】 子ども手当の申請はお済みですかとかっていう議論が出ていましたですね。

【高橋委員長代理】 民主党政権下でもこの種の法案をつくっていたわけですよね。できたのは自民党にかわってからですが、政権交代で、何かこの法案の中身に影響があったという点はあるのでしょうか。

【篠原住民制度課長】 民主党政権が出たということ自体がある意味大きな出来事だったんですけども、それまで住基法自体が民主党は反対の姿勢だったものですから、与党になって、そういったことをやりたいという人の勢力が強くなってできたので、自民党も乗りやすい。もともと自民党は賛成でしたので。ただ、その過程で、やはり民主党、自民党、公明党の中で3党の実務者協議というのが1年間やられまして、中の修正をしております。ただ、これは実質的な修正というよりも、一番大きかったのは、先ほど申し上げた通知カードというものが大きなところでして、これは先ほど申し上げた個人番号カードをみんなに配ったほうがいいのか、それともそれはまかりならんのか、そういったものを含めて、その折衷案でこの通知カードという仕組みが出てきたとか、こんなお話はございましたけれども、それほど大きな対立は、自民党政権でもう一回法案を出し直したんですが、それぐらいのお話だったかなと思います。

【牧原委員】 この地方公共団体情報システム機構というのがありますけれども、初期段階でのいろいろな、何といたしますか、協議というか、ある種の調整というのは、ここの機構の代表者会議などで行うというようなイメージでよろしいわけでしょうか。

【篠原住民制度課長】 はい。基本的にもう独立した機関ですので、代表者会議がもう意思決定をして、そこで決めるという形になります。もちろんこの仕事の中身、特に番号についてはもう法律で定まっていますので、その法定事務の中でそれを運営していくとい

う形になると思います。

【牧原委員】 そうすると、これちょっと確認ですけれども、市町村が機構にいろいろな処理を要求すると。ただ、個人番号は市町村長が定めるというようなことで、つまり結局、個人番号はシステムが定めて、1回市町村が要求すればその番号を、一生どこに引越しても使うというようなイメージじゃないかと思うんですけれども、ただ、一応この最初のページにあるように、形の上で形式上は市町村長が個人番号を定めるということになるけれども、実質的にはそのあたりの事務は全部システムでやっていくというようなことになるわけでしょうか。

【篠原住民制度課長】 はい。個人番号、やはり一人一人重複がないように付番しなければいけませんので、市町村長がほんとうに自分たちでやってしまうとどっかで重複が出てくるかもしれない。それなんで全国統一のところで一応つくるとなりました、ただ、それは個人番号とすべき番号を生成するのであって、個人番号そのものではないという法的な位置づけなんです。

【牧原委員】 そうことなんですね。

【篠原住民制度課長】 個人番号とすべき番号を市町村長に通知をし、市町村長はそれを個人番号を定めという規定になっておりまして、そこで指定をして、それで通知カードに通知をするというのが市町村長の仕事になると。指定行為と通知行為は市町村長の法定受託事務という形になります。

【牧原委員】 すごいですね、それは。

【小早川委員長】 それは今の住基も …。

【篠原住民制度課長】 住基は住民票コードという、もともと自治事務で、仕組みとしては都道府県がこれはつくることになっているわけなんですけれども、それをまあ……。

【山崎審議官】 住民票コードの場合は、市町村が住民票コードを住民票記載事項としてやると。そのときに住民票コードの重複付番がないように都道府県同士で調整すると。その調整を指定情報処理機関が委任をされてやっている。

【小早川委員長】 そうか。本来の権限は都道府県にあって、それを委任している。今回は、機構がもともとあるという …。

【山崎審議官】 機構が原始的にその権限を法律上得るということになります。

【小早川委員長】 権限というか事務ですね。

【山崎審議官】 役割を担うと。

【小早川委員長】 役割ね。

【山崎審議官】 それがだから指定とか委任とかがないように、地方自体が所有する地方共同法人という仕組みを法律上つくっている。

【小早川委員長】 先ほどの、データマッチングがされたことについてマイ・ポータルで見られるという話ですが、これは、差し当たりはともかく、将来的に利用可能分野が増えたときに、そこを絶対見せられないというものは出てき得るでしょうね、マッチングしているかしていないかを言えないというものは。

【篠原住民制度課長】 はい。法律上も情報連携の、そういった情報提供等記録といっていますけれども、それを不開示とすべきものがあるだろうというので、その手当てはしております。

【小早川委員長】 それはある、予定している。

【篠原住民制度課長】 はい。情報提供記録の中で不開示とすべきものは、あらかじめそれを指定して、それは見せられないというような形にしているということでございます。今のところは予定はないわけです。

【小早川委員長】 具体的には予定はないけれども、制度としては予定されている。

【篠原住民制度課長】 制度としては一応書いてはいます。これからの詰めになりますけれども、開示することによって個人の権利利益が害されるといったものがやはり出てくるといったことが想定はされるわけですね。それが、ちょっと具体的に今あれなんですけれども。

【小早川委員長】 個人情報保護法の開示事由みたいなものをベースに考えるわけですかね。

【篠原住民制度課長】 ええ。だからその不開示情報、もともとの情報がどうかということがあるわけです。それがもともと不開示情報だと該当すると認めるものについては、それに対するやりとりというのも不開示というふうに関連していくというのはあると思います。

【小早川委員長】 自分の病名とか、何かそんな話であれば、それはいいけれどもね。

【山崎審議官】 そこを必要以上にそんなになると、これがビッグブラザーになりますので、それは極力指定しないということなんだろうと思いますね。

【篠原住民制度課長】 もともと反対派の方がよく心配されているような公安関係とかですね。そういったものにもともと使っていませんので、社会保障と税しかありませんの

で、だからほんとうに純粹にそういう不開示に当たるといふ、個人の権利侵害に当たるといふところを出てくるようなものについて不開示といふので考えられるという形だと思ひます。もともと事務が法定で全て、別表で書いておられますので、これを見れば、これ以外のことをやると、それ自体が法律違反になりますので。

【山崎審議官】 別表方式は住民基本台帳法で導入したので、これは踏襲できたので。

【小早川委員長】 ほかに何かございましょうか。

それでは、いろいろ質疑もあり、意見もありましたが、この程度で本日の委員会を終了させていただきますと存じます。本日の委員会の議事録につきましては、皆様のご確認をいただいた上で会議資料とともに公表したいと思ひますので、その点どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の委員会は、これをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。